

(平¹². 4. 21)
基小¹⁸ - 3)

参 考 资 料

目

次

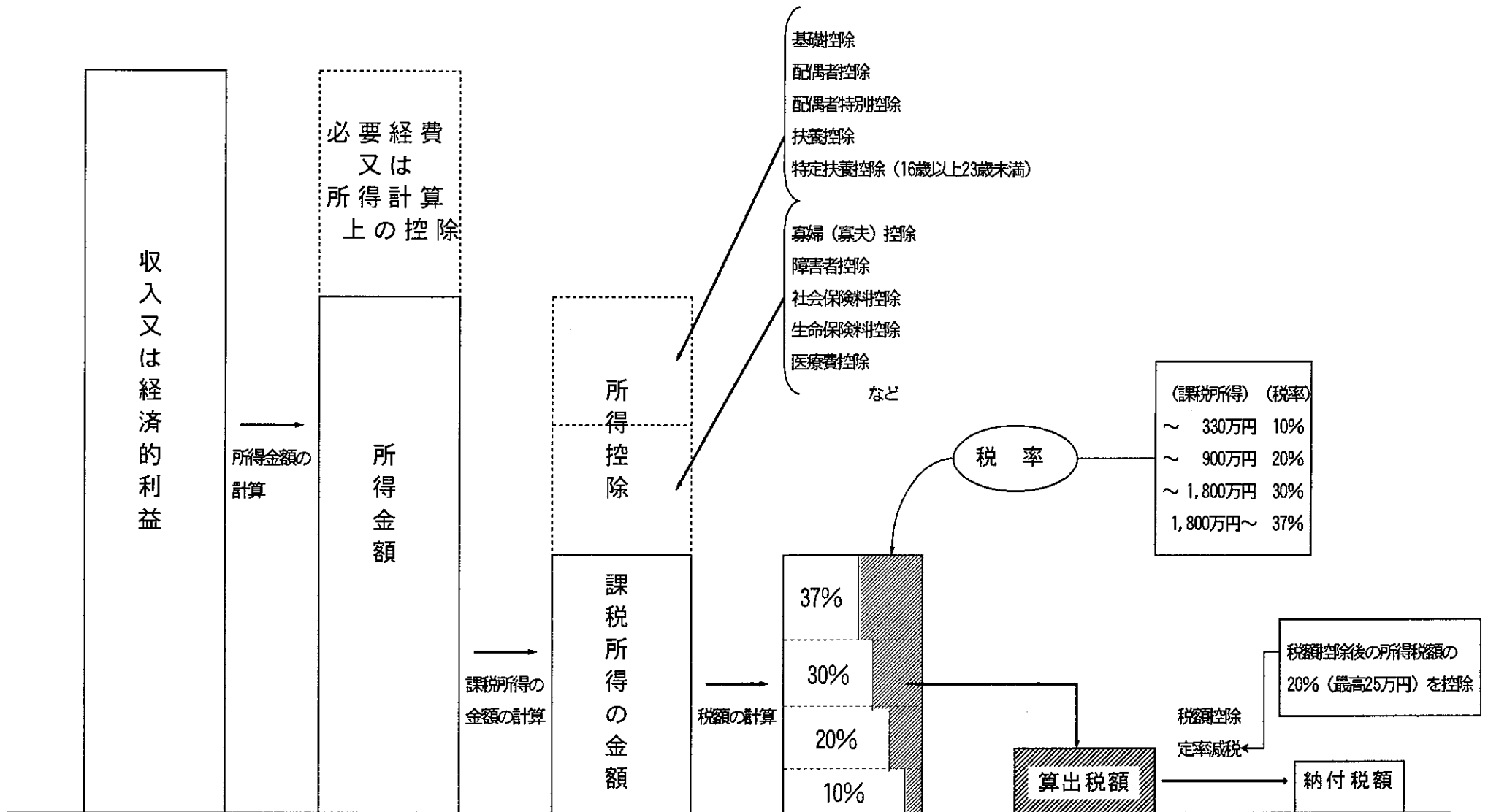
・ 所得税の基本的な仕組み	1
・ 個人住民税所得割の課税の基本的な仕組み	2
・ 所得の範囲について（イメージ）	3
・ 課税ベース（イメージ図）	4
・ 所得税の課税ベースに関連する諸計数（平成12年度予算ベース）	5
・ 個人住民税所得割の課税ベースに関連する諸計数（平成12年度予算ベース）	6
・ 非課税所得	7
・ フリンジ・ベネフィット課税	8
・ 主要国におけるフリンジ・ベネフィットの課税関係	9
・ 各種所得の対象・計算方法	10
・ 所得税及び個人住民税の基本的な仕組み（イメージ）	11
・ 総合課税・分離課税の考え方	12
・ 日本及び諸外国の課税方式	13
・ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制	14
・ 個人金融資産の運用先（平成11年9月末）	15
・ 主要国における個人金融資産残高の内訳	16
・ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品	17
・ 利子・配当等課税制度の概要	18
・ 主要国の利子課税制度の概要	19
・ 主要国の配当課税制度の概要	20
・ 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移	21
・ 年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況 （全国勤労者世帯）＜平成11年分＞	22
・ 収入五分位階級別の株式及び預貯金等分布状況比較 （総額に占める各分位毎のシェア）	23
・ 配当等の支払を受ける人員（延べ人員）の推移	24

・ 配当所得のある者の申告所得階級別分布状況（平成10年分）	25
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	26
・ 株式譲渡益課税制度の推移	27
・ 金融課税小委員会中間報告（抄）「株式等譲渡益課税」	28
・ 株式等譲渡益に対する課税制度	30
・ 株式の譲渡に関する課税の国際比較	31
・ 主要国の株式譲渡益課税制度の概要	32
・ 株式等譲渡益の申告分離課税への一本化について	33
・ 株式取得価格の把握について	34
・ 株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況（平成10年分）	35
・ ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置	36
・ エンジェル税制の拡充	37
・ 生命保険料控除	38
・ 生命保険料控除（個人住民税）	39
・ 個人の生命保険に係る課税の国際比較	40
・ 損害保険料控除	41
・ 損害保険料控除（個人住民税）	42
・ 個人の損害保険に係る課税の国際比較	43
・ 少額貯蓄非課税制度等の概要	44
・ 非課税貯蓄の状況	45
・ 高齢者夫婦世帯の年間収入階級別貯蓄現在高状況	46
・ 課税繰延べのしくみ（金利5%の場合）	47
・ 租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース）	48
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（11,420億円）の内訳 （平成12年度ベース）	49
・ 金融市場の概要	50
・ 主要国における国債利子に係る課税関係	51
・ 利付国債及びT B・F Bに係る課税関係	52
・ 国債登録制度と国債振替決済制度の基本的仕組み	53

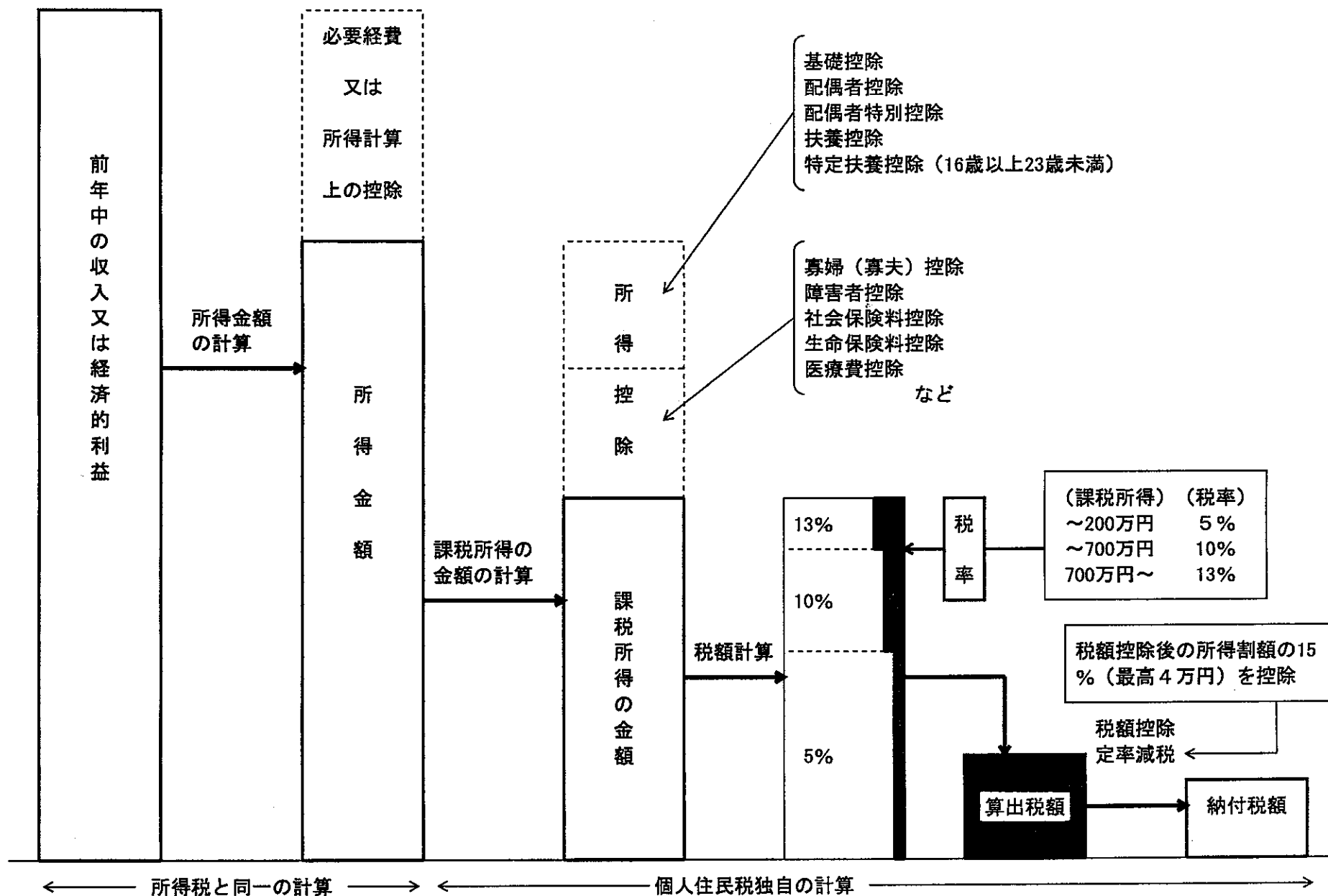
・ 特定目的会社（ＳＰＣ）の流動化対象資産の拡大等に伴う	
税制上の措置（案）	54
・ 証券投資法人（改正後投資法人）の運用対象資産の拡大等に伴う	
税制上の措置（案）	55
・ 特定目的信託の創設に伴う税制上の措置（案）	56
・ 投資信託（委託者指図型）の創設に伴う税制上の措置（案）	57
・ 投資信託（委託者非指図型）の創設に伴う税制上の措置（案）	58
・ 金融商品の複雑化・多様化に関連する論点	59
・ 土地の譲渡に係る課税譲渡所得の計算方法	60
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	61
・ 土地の譲渡所得の課税状況（10年分）	62
・ 土地譲渡益課税（特別控除と税率）	63
・ 土地基本法〔平成元年法律第84号〕（抄）	64
・ 住宅借入金等に係る税額控除制度の概要	65
・ 住宅ローン減税の最高控除額（控除期間）の推移	67
・ 住宅ローン控除（最高50万円の所得税額控除）の適用により所得税額が ゼロとなる給与収入金額	68
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	69
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	70
・ 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況	71
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）	72
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）（個人住民税）	73
・ 年金課税の概要	74
・ 年金をめぐる主な課税関係（イメージ）	75
・ 年金・貯蓄課税の概要（本人拠出分）〔イメージ図〕	76
・ 米国の年金課税の概要（本人拠出分）〔イメージ図〕	77
・ 公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較	78
・ 我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要	79
・ 人口構成の上での生産年齢人口の推移	80
・ 65歳以上の者の家族形態の構成割合の推移	81

・ 勤労者・65歳以上世帯の1人当たり平均収入金額と貯蓄額	82
・ 世帯別世帯人員1人当たりの収入分布（1994年）	83
・ 損益通算の仕組み（イメージ図）	84
・ 不動産タックスシェルターの例（米国）	85
・ 映画フィルムのリースを行う組合を活用した事例	86
・ 所得種類の転換（イメージ）	87
・ 米国における個人の資産の譲渡に係る損失の取扱いについて	88
・ 米国における個人所得の損益通算等の制限について	89
・ パッシブ・アクティビティ（受動的活動）による損失の取扱いの国際比較	90
・ パッシブ・アクティビティ・ロス（受動的活動に係る損失） （内国歳入法 Sec.469）	91
・ 不動産所得に係る損失のうち借入金の利子（土地分）の損益通算否認	92
・ 純損失の繰越控除制度の概要	93
・ 純損失の繰戻しによる還付の請求の概要（所得税）	94
・ 雑損失の繰越控除の概要（イメージ図）	95
・ 変動所得及び臨時所得の平均課税	96
・ 変動所得及び臨時所得の平均課税（具体的な税額計算の例）	97
・ 変動所得及び臨時所得の平均課税（具体的な税額計算の例）（個人住民税）	98
・ 諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在	99
・ 諸外国の所得税についての賦課権の除斥期間	100
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	101
・ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式	102
・ 主要国における納税者番号制度の概要	103
・ 給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の法定資料の概要	104
・ 法定資料の種類	106
・ 国外送金等調書提出制度の概要	107
・ 国外送金等に係る調書提出制度	108
・ 主要国における法定資料制度等の比較	109
・ 主要国における法定資料の概要	110
・ 支払調書及び源泉徴収票等の提出方法の拡充	112

所得税の基本的な仕組み



個人住民税所得割の課税の基本的な仕組み



所得の範囲について（イメージ）

現 行 の 所 得 課 税
の 対 象 と な ら な
い 所 得

帰 属 所 得
未 実 現 の キャピ
タル ゲイン 等

—— 現 行 の 所 得 課 税 の 対 象 と な る 所 得 ——

非 課 税 所 得 等

課 税 所 得

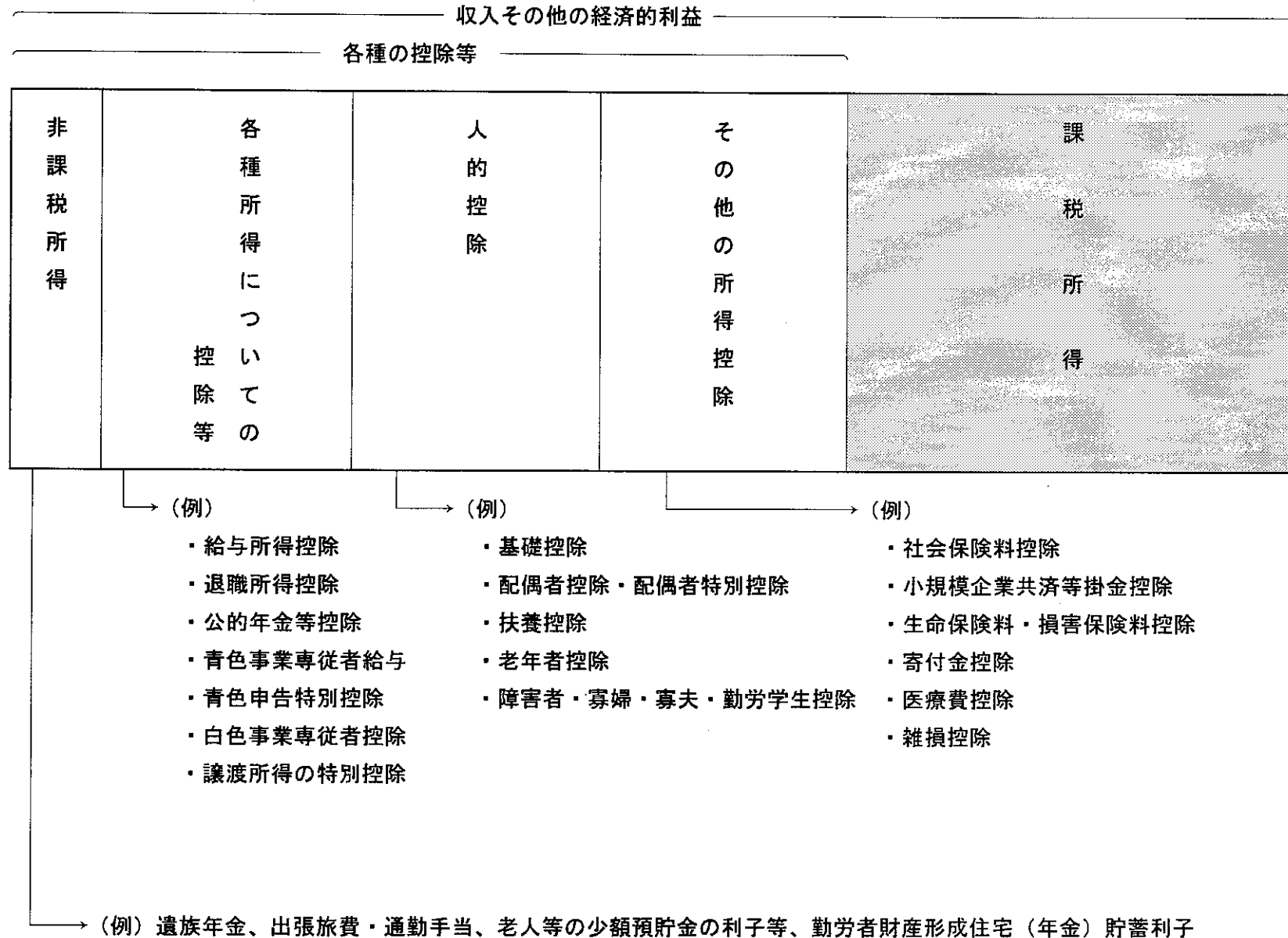
特 別 控 除 な ど

（注）所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。

現行法における非課税所得等の範囲は以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの。
（恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、老人等の預貯金の利子等）
- ② 租税特別措置法の規定によるもの。
（勤労者財形住宅（年金）貯蓄の利子、公社債等の譲渡益、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等）
- ③ その他の法令の規定によるもの。
（雇用保険の保険給付、健康保険の保険給付、宝くじの当せん金品等）

課税ベース（イメージ図）



所得税の課税ベースに関連する諸計数（平成12年度予算ベース）

	源泉所得税（給与）	申告所得税
給与収入	2 2 8 . 4 兆 円	——
給与所得控除	▲ 6 4 . 2 兆 円	——
所得金額	1 6 4 . 2 兆 円	4 5 . 5 兆 円
基礎控除	▲ 1 7 . 5 兆 円	▲ 3 . 1 兆 円
配偶者控除	▲ 5 . 1 兆 円	▲ 1 . 0 兆 円
配偶者特別控除	▲ 4 . 0 兆 円	▲ 0 . 8 兆 円
扶養控除	▲ 1 4 . 2 兆 円	▲ 2 . 7 兆 円
その他の所得控除	▲ 2 5 . 1 兆 円	▲ 5 . 5 兆 円
課税所得金額	9 8 . 3 兆 円	3 2 . 4 兆 円

（注）源泉所得税と申告所得税には一部重複がある。

個人住民税所得割の課税ベースに関連する諸計数（平成11年度課税ベース）

○全納税義務者の課税所得金額

所得金額	192.2兆円
基礎控除	▲ 17.3兆円
配偶者控除	▲ 5.0兆円
配偶者特別控除	▲ 4.2兆円
扶養控除	▲ 11.5兆円
その他所得控除	▲ 28.7兆円
課税所得金額	125.5兆円

（参考）給与所得を有する者の給与所得金額

給与所得に係る収入金額	225.4兆円
給与所得控除額	▲ 64.4兆円
給与所得金額	161.0兆円

（注）1 「市町村課税状況等の調」（自治省税務局）による。

2 配偶者控除及び扶養控除の同居特別障害者加算に係る控除額は、適用人員から推計したものである。

非 課 税 所 得

【所得税法の規定による主なもの】

- ・ 年1%を超えない当座預金の利子
- ・ こども銀行の預貯金の利子等
- ・ 増加恩給、傷病賜金等のような特定の恩給及び年金等
- ・ 給与所得者が受ける出張旅費、赴任旅費又はその遺族が受ける帰郷旅費等でその旅行について通常必要であると認められるもの
- ・ 通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分（最高月額10万円）
- ・ 給与所得者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできないもの
- ・ 国外で勤務する居住者の受ける在勤手当
- ・ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関で勤務する者がその勤務により受ける給与等
- ・ 自己又はその親族のその生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産の譲渡による所得
- ・ 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による資産の譲渡による所得
- ・ オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分
- ・ 皇室経済法の規定により受ける内廷費、皇族費
- ・ ノーベル賞、文化功労者年金、日本学士院賞その他学術又は芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品等で大蔵大臣が指定するもの
- ・ 学資金（給与その他対価たる性質を有するものを除く）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するために給付される金品
- ・ 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの
- ・ 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して取得するもの（事業所得等の収入に代わる性質を有するものを除く）

- ・ 選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭等で公職選挙法の規定により報告がされたもの
- ・ 老人等の郵便貯金の利子所得
- ・ 老人等の少額預金等の利子所得

【租税特別措置法の規定による主なもの】

- ・ 老人等の少額公債の利子
- ・ 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等
- ・ 納税準備預金の利子
- ・ 非居住者の受け取る一括登録国債の利子
- ・ 非居住者の受け取る民間国外債の利子・発行差金
- ・ 非居住者の受け取る特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子
- ・ 給与所得者等が、その使用者等から無利息又は低い利息で住宅資金の貸付を受けた場合の経済的利益
- ・ 特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益
- ・ 公社債等の譲渡等による所得
- ・ 国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等
- ・ 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得
- ・ 物納による譲渡所得等
- ・ オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品

【その他の法令の規定による主なもの】

- ・ 納税貯蓄組合預金の利子
- ・ 健康保険の保険給付
- ・ 厚生年金保険の保険給付（老齢厚生年金等は課税）
- ・ 国民年金法の規定により支給を受ける給付（老齢基礎年金等は課税）
- ・ 雇用保険の保険給付
- ・ 生活保護の給付、児童福祉法の規定による支給金品
- ・ 警察官、海上保安官に協力援助した者等の災害給付 ほか

フリンジ ベネフィット課税

— 現物給与（フリンジ ベネフィット）の取扱いの概要

- 給与は金銭で支給されるのが普通であるが、金銭以外の「物又は権利その他の経済的利益」をもって支給されることがある。通常これを「現物給与」と呼び、金銭給与と区別している。

所得税法においては、金銭による収入のみならず、「物又は権利その他の経済的利益」による収入も各種所得の収入金額としてとらえることとしているので、原則として、この現物給与も、給与所得の収入金額に含まれることになる。

- 所得税法及び租税特別措置法の法令や所得税基本通達では、右のような現物給与等について課税しないこととされている。

主な例

項 目	現 行 の 取 扱 い
①通勤用定期乗車券	1 か月当たり100,000円までの通勤用定期乗車券
②制服	職務の性質上制服を着用しなければならない人に支給される制服その他の身回品又はこれらのものの貸与を受けることによる利益
③技術の習得等のための金品	職務に直接必要な技術又は知識を習得させるための費用に充てるものとして支給する金品で適正な金額のもの
④結婚祝金品等	使用者から雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品で、その金額が社会通念上相当と認められるもの
⑤永年勤務者の表彰記念品等	おおむね10年以上の勤務者を対象として支給等をしたもので、社会通念上相当と認められるもの
⑥創業記念品等	創業記念品等でその処分見込額が10,000円以下のもの
⑦商品、製品等の値引販売	取得価額以上で、かつ、通常の販売価額のおおむね70%以上の価額で値引販売する商品等
⑧食事の支給	給与所得者がその食事の価額の2分の1以上を負担し、かつ、使用者の負担額が月額3,500円以下のもの
⑨貸与住宅（社宅）	使用者が役員又は使用人に貸与した住宅等（いわゆる豪華役員社宅を除く）に係る経済的利益で一定の算式により計算した家賃相当額を徴収しているもの
⑩用役の提供等	事業として行っているサービスの提供や保養所などの福利厚生施設を利用したことによる経済的利益
⑪レクリエーション費用の負担	社会通念上一般に行われているレクリエーション行事の費用を負担したことによる経済的利益
⑫低利融資等による利益	給与所得者（役員を除く）に対する住宅用家屋又はその敷地の購入資金の低利融資等による利益など一定の要件を満たすもの

主要国におけるフリンジ・ベネフィットの課税関係（未定稿）

【概要】

フリンジ・ベネフィットは、原則として被用者の所得として計算され、所得税が課される。但し、一定のフリンジ・ベネフィットに対しては、非課税とされている。また、法人段階では、損金算入される。

【フリンジ・ベネフィットが非課税とされる主な例】

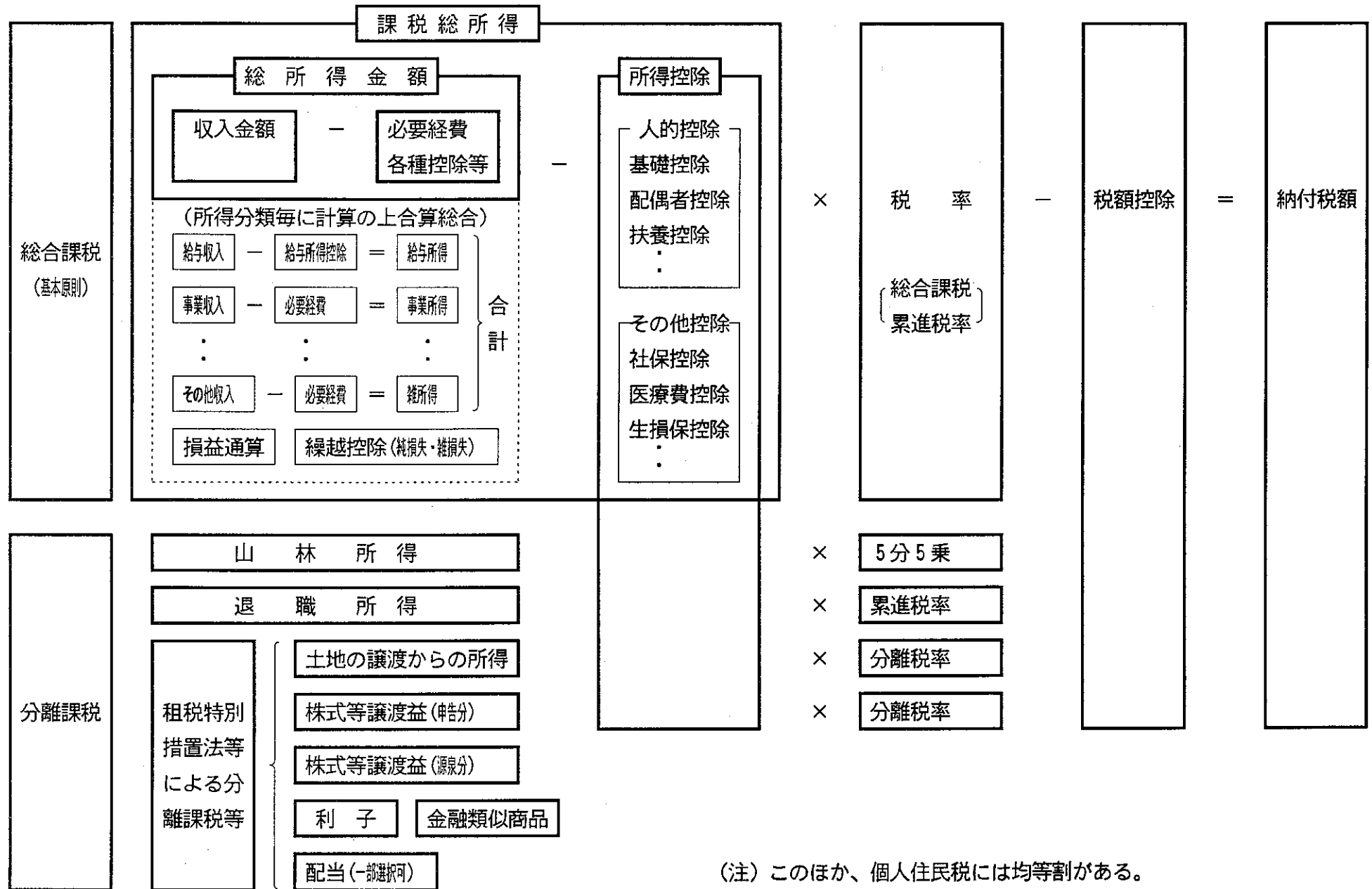
	社宅	住宅貸付	社内食堂	従業員割引	福利厚生施設	社用車
日 本	一定額以上の家賃を支払っている場合	貸付金利が年1%を超える場合	材料費の50%相当額以上を支払っている場合	購入価額が通常価格の70%以上の場合	対象が特定の従業員に限定されない場合	業務遂行に必要な場合
ア メ リ カ	居住することが雇用の条件となっている場合	貸付が1万ドル(112万円)を超えない場合	雇用主の都合により事業所内で食事をする場合	購入価額が仕入値を上回る場合等	福利厚生施設が事業所内にある場合	業務遂行に必要な場合
イ ギ リ ス	業務の遂行上、必要がある場合等	貸付が5,000ポンド(90万円)を下回る場合又は貸付金利が年6.25%以上の場合	対象が特定の従業員に限定されず、給付が合理的範囲内にある場合	原価よりも高く購入する場合	(非課税とされるものは原則なし) 例外 会社内の保育施設等	主として業務遂行に用いた場合
ド イ ツ	(非課税とされるものは原則なし)	貸付の未返済金が5,000マルク(30万円)を超えない場合	(非課税とされるものは原則なし)	年間利得2,400マルク(14.4万円)を上限	談話室、浴場施設、会社内の運動場等に限定される場合	業務遂行に用いた割合に相当する部分
フ ラ ンス	(非課税とされるものは原則なし)	(非課税とされるものは原則なし)	1日あたり28フラン(504円)までの食事補助に限定	(非課税とされるものは原則なし)	企業組合が所有する場合	業務遂行に用いた割合に相当する部分

(注) 換算レート：1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円

各種所得の対象・計算方法

所得の種類	対 象	計 算 方 法
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	収入金額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right\}$
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(収入金額－退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)
譲 渡 所 得	資産の譲渡(建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。)による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費用} \\ \text{・譲渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	$(\text{公的年金等}) \text{ 収入金額} - \text{公的年金等控除額}$ $(\text{公的年金等以外}) \text{ 収入金額} - \text{必要経費}$

所得税及び個人住民税の基本的な仕組み（イメージ）



総合課税・分離課税の考え方

	総合課税	分離課税
公平性	○ 所得の捕捉体制が十分であれば、個人の全ての所得を総合し、これに累進税率を適用することにより、垂直的公平に資する。 ○ 仮に税率のフラット化を進めるならば、垂直的公平という総合課税化のメリットが減少する。	○ 所得の捕捉体制が不十分な状況の下では、分離課税は実質的公平に資する。
中立性	○ 総合課税に移行した場合には、累進税率の適用を逃れるため、国内貯蓄が海外や絵画、骨とう品の様な不表現資産にシフトする恐れ。 納税者番号制度等により税務当局に金融資産の保有状況を把握されることを回避するため、このような資金シフトが加速される恐れ。 ○ 同一の金融資産の収益に対する税負担は投資家毎に、また、実現時の他の所得の多寡により、異なる。 ○ 金融資産の税引き後収益は事前には容易に計算できない。	○ 累進税率等を逃れるための資金シフトの惧れはない。 ○ 金融資産の税引き後収益率は納税者間で所得の多寡にかかわらず同一。 ○ 金融資産の税引き後収益が事前に容易に計算可能。
簡素性	○ 総合課税への移行は、膨大な数の確定申告、還付申告が行われることになり、新たに納税者となる者の負担が増加。また、税務当局の組織の拡充等の体制の整備が必要。 ・ 勤労者世帯の平均貯蓄残高 1,352万円(平成10年) ○ 金融機関に対し、大量の支払調書の提出を義務づける必要。(銀行預金、郵便貯金の口座数は普通預金等を含め約15億口座。)	○ 原則として納税者・金融機関にとって申告手続きや支払調書の提出のための負担が小さい。 ・ 平成10年労働力調査による就業者数:6,514万人 うち〔平成10年分の申告納税者 622万人〕 〔平成10年分の還付申告者 862万人〕

日本及び諸外国の課税方式(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整なし)	総合課税 (給与は源泉徴収) (支払都度調整)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与の源泉徴収なし)
利子	源泉分離課税 (20%源徴) (国税15%、 地方税5%)	総合課税(納番) (注1)	総合課税(20%源徴) (注3)	総合課税(30%源徴)	①総合課税(源徴なし) ②源泉分離課税(25% 源徴(注5)) の選択
キャピタル・ゲイン	土地等・株式は分離 課税、その他は総合 課税	総合課税(注2)	総合課税 (注3)	総合課税(注4)	有価証券は申告分離 課税(26%)(注5)、 その他は総合課税

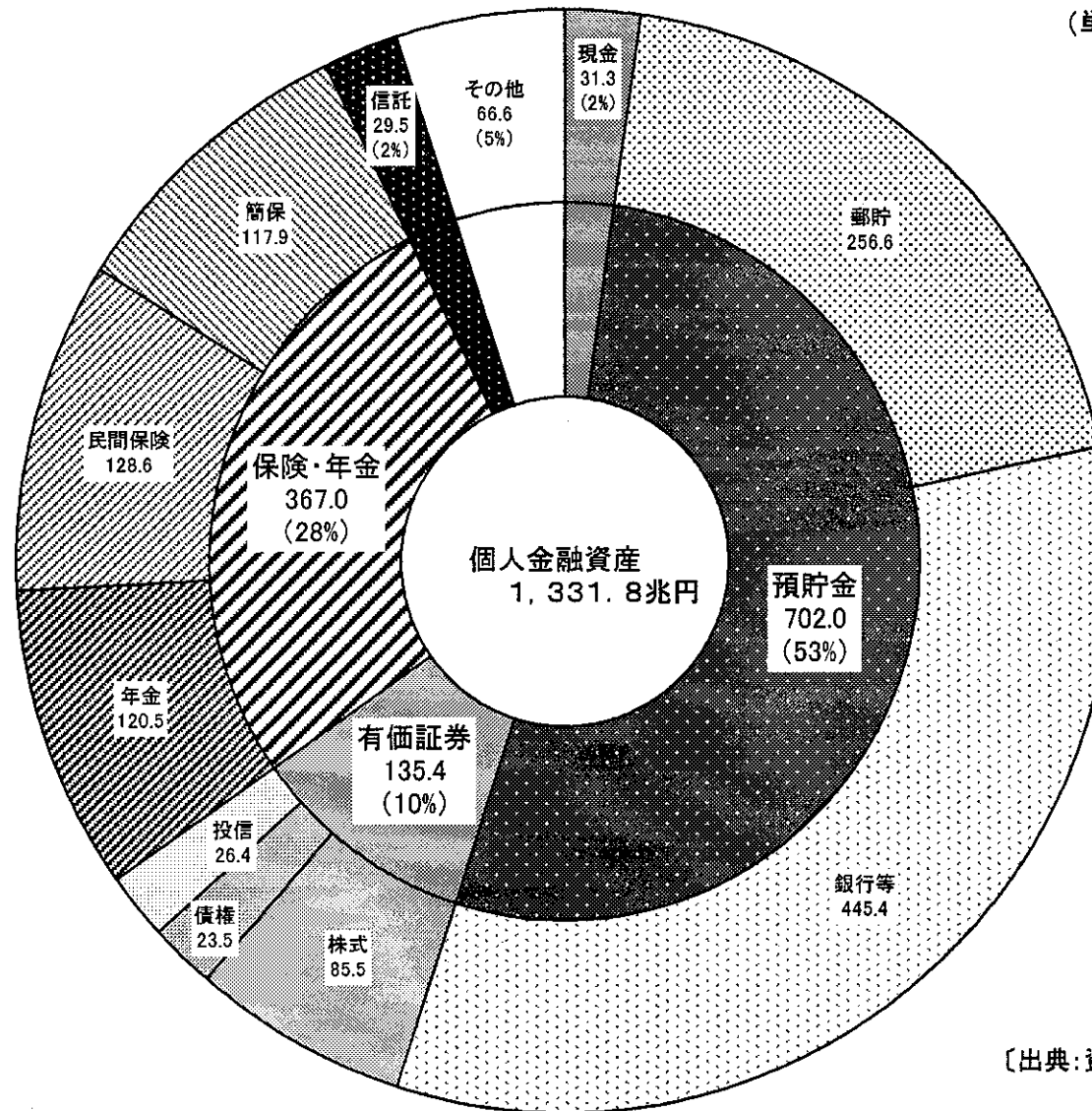
- (注) 1. アメリカは納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払いには31%の裏打ち源泉徴収を行う。
 2. 12 カ月超保有した株式の譲渡益には軽減税率が適用される。すなわち、通常所得に上積みした場合の所得税の限界税率が15%以下のブラケットに属する部分については10%、28~39.6%の部分は20%で課税を行う。
 3. 他の通常所得に上積みした場合の所得税の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分については20%、それ以外の部分は40%で課税を行う。
 4. ドイツは次の譲渡益以外は非課税
 (1) 事業資産の譲渡により生じたもの、
 (2) 一定の者の所有する資本金会社持分について生じたもの、
 (3) 投機売買(保有期間1年以下の株式、10年以下の土地等)により生じたもの
 5. 付加税10%を含む。

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
[抜本税制改革] (62～元年) ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 ○自己株式取得に係る税制上の措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年) ○SPC等に係る税制上の措置 (12年 (案))	[国債の大量発行・金融の国際化] [前川レポート] [金融制度改革関連法] [金融システム改革] ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化 [集団投資スキーム] ○SPC法等の改正 (案)

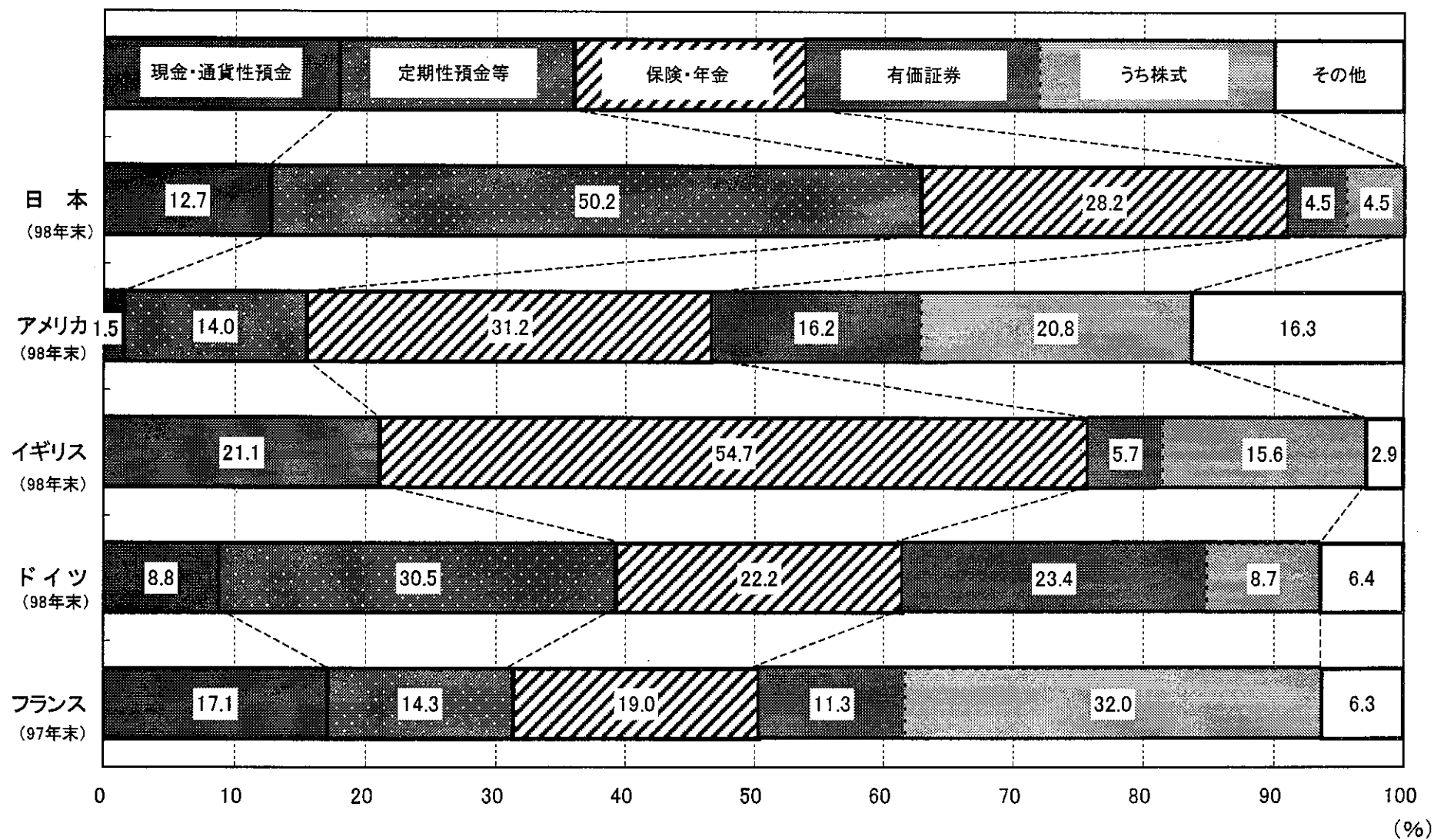
個人金融資産の運用先(平成11年9月末)

(単位:兆円)



〔出典: 資金循環勘定(日本銀行)〕

主要国における個人金融資産残高の内訳



〔出典：国際比較統計1999（日本銀行）〕